

3歳児～5歳児クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園 などを利用する子どもたちの利用料が**無償化**されています。

※ 0歳児～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限28,000円(2026年9月分まで月額上限25,700円)です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - 無償化に伴い、保育所、認定こども園(保育所部分)を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの副食費(おかず・おやつ)が実費徴収になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降(※)の子どもたちについては、副食費が免除されます。(※多子の数え方は、幼稚園の場合は小学校3年生以下のきょうだい、保育所の場合は小学校就学前のきょうだいで数えます。)
- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児クラスから2歳児クラスまでの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額12,300円(2026年9月分まで最大月額11,300円)までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは月額40,300円(2026年9月分まで月額37,000円)まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額45,700円(2026年9月分まで月額42,000円)までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。